

ChaCha Children Daikanyama 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 ChaCha Children & Co.
所 在 地	東京都新宿区新宿5丁目1番地1-202号
電 話 番 号	03-5944-0670
代 表 者 職 氏 名	理事長 迫田 健太郎

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ChaCha Children Daikanyama
施 設 の 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿西2-13-5
電 話 番 号	03-6380-2395
施 設 長	熊木 崇人
受 入 年 齢	生後57日目～小学校就学前
利用定員	定員 113人 (0歳児 6人 1歳児 18人 2歳児 20人 3歳児 23人 4歳児 23人 5歳児 23人)
開 設 年 月 日	令和3年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

ChaCha Children Daikanyama 保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	2975.05 m ²
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート地上7階地下1階建の地上1・2階部分の一部
園 舎 面 積	1693.93 m ² (保育園部分延床面積 1,202.03 m ²)
園 庭 面 積	297.60 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
ほふく室	1室	35.65 m ²	0歳児
乳児室	1室	60.44 m ²	1歳児
保育室	4室	186.04 m ²	2歳児・3～5歳児
遊戯室(ホール)	1室	60.28 m ²	兼ランチルーム
医務室	1室	6.94 m ²	
調理室	1室	35.92 m ²	
事務室	1室	44.10 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	13人以上	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2人以上	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。また、必要により上記以外の職務を担当する職員を配置する場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は原則として、休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時15分から18時15分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時15分から20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育

の利用にあたっては、市区町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

9時00分から17時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯は原則として延長保育は行いませんが、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から9時00分および17時00分から20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市区町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 休日保育の実施内容

休日保育事業における保育の提供日は日曜日および国民の祝日とし、休日保育の利用時間は、8時30分から19時30分とします。ただし、12月29日から翌年1月3日までは原則として休園日とし、渋谷区との協議によって12月29日および30日に保育を提供する場合があります。

なお、休日保育の保育時間は、上記記載の時間範囲内とし延長保育は行いません。

9 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記、6から8に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、主食の提供を行います。

10 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用をご負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

11 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市区町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科医

医療機関の名称	医療法人社団敦保会 恵比寿こどもクリニック
医師名	保科 しほ
所在地	渋谷区恵比寿 4-9-13 中健ビル 3階
電話番号	03-3442-2525

(2) 歯科医

医療機関の名称	石河歯科医院
医師名	石河 信高
所在地	渋谷区恵比寿 4-5-25 シャンボール恵比寿 1F
電話番号	03-5420-3900

1 3 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び区に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：医療法人社団敦保会 恵比寿こどもクリニック 診療科：小児科、アレルギー科 所在地：東京都渋谷区恵比寿 4-9-13 中健ビル 3F 電話番号：03-3442-2525
受診医療機関②	医療機関名：厚生中央病院 診療科：総合病院 所在地：東京都目黒区三田 1-11-7 電話番号：03-3713-2141

1 4 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤル、および連絡帳アプリ(コドモン)を使用します。
避難場所	長谷戸小学校（恵比寿西 1-23-1）

1 5 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の

必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

1.6 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 千田 梨沙 ・苦情解決責任者 園長 熊木 崇人 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。</p>		
第三者委員	えのもと 榎本	あゆみ 歩	電話番号 03-3719-3636
			役職・肩書等 主任児童委員
	いけだ 池田	みのる 実	電話番号 03-3463-2178
			役職・肩書等 民生委員

1.7 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険内容
日本スポーツ振興センターの 児童災害共済	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療費 療養に要した医療費総額 500 点 (5,000 円) 以上が支給対象 2 障害見舞金 3 死亡見舞金
全国私立保育園連盟保険制度 (ほいくのほけん)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設賠償責任保険 対人：1 人 1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円 2 生産物賠償責任保険 対人：1 人 1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円

1.8 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・自転車での送迎の際は、決められた場所に駐輪して下さい。また、送迎時間以外の駐輪はご遠慮ください。 ・当園では、医師の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないで下さい。
その他、お知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・当園では、園児が安心して園生活を送ることができるよう、安全な保育環境づくりを心がけています。万が一の事故が発生した際の検証を正確に行う為、保育室内を含む園内数ヶ所にビデオカメラを設置しておりますのでご承知下さい。なお、個人情報保護および人権保護に則り、録画内容の外部への開示は、原則として行いません。

(別 表)

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	保育標準時間認定および保育短時間認定子どもについて18時15分から20時15分までを延長保育とし、延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	利用する延長保育時間 ≪月極め利用≫ 18：16～18：45 2,000円 18：16～19：15 4,000円 18：16～19：45 6,000円 18：16～20：15 8,000円 ≪日毎利用≫ 30分毎／1回当 250円 ※7：15前・20：16以降の料金は5分毎に500円の加算となります。
夕食提供料	18時15分から19時15分の間に夕食をご希望の場合に、食事代をご負担いただきます。	1回当／300円
パンツ代 (買取)	利用時にご負担いただきます。	400円
帽子代 (買取)	1才児以上は年齢別のカラー帽を使用します。	夏季用・冬季用 各2,000円
コット用 シーツカバー	購入ご希望の方のみ。	1,500円
コドモン ICカード再発行代	紛失や破損等によりカードの再発行が必要となる場合。	385円